

港湾B C Pによる協働体制構築に関する千葉港連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「千葉港B C P連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、大規模な地震が発生した場合に、港湾被災により港湾機能が低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、千葉港における行政機関及び関係団体が相互に連携を図り、千葉港が被災した場合の港湾機能の復旧や他港が被災した場合の支援の実施について必要な事項を協議し、災害発生時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

(業務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、協力体制の確立等を通じてその実施を推進する。

- (1) 災害時の連絡系統並びに必要な情報の伝達に関すること
- (2) 千葉港の港湾機能の復旧方策に関すること
- (3) 被災港の支援策に関すること
- (4) 訓練の実施に関すること
- (5) 港湾B C Pによる協働体制構築に関する他の協議会との連携に関すること
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第5条 協議会には会長を設けるものとし、会員の互選により充てるものとする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 協議会の会長代行は会員より充てるものとし、職務代行の権限を与える。
- 4 協議会の下に、作業部会を設ける。

(作業部会)

第6条 作業部会には部会長を設けるものとし、部会員の互選により充てるものとする。

- 2 部会長は、作業部会の会務を総理する。
- 3 作業部会においては、協議会での指示事項の検討を行う。
- 4 作業部会は、別表2に掲げる部会員をもって構成する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、千葉港を所管する国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所及び千葉県県土整備部港湾課の共同事務局とする。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集するものとする。

- 2 会長は、必要に応じ協議会に会員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(設置要綱の改廃)

第9条 この設置要綱は、協議会の議決を経て改廃することができる。

(その他)

第10条 この設置要綱に定めのない必要な事項については、協議会の決定による。

附則 この設置要綱は、平成24年10月10日から施行する。